

誓約書

令和 年 月 日

海南市長 神出 政已 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

(氏名欄は自署又は押印をお願いします)

当社又は当団体は、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議の申し立て、また、契約解除によって生じた損害の賠償請求も行いません。

また、市が暴力団排除に必要な場合には、警察等関係機関に照会することを承諾します。

記

- 1 災害救助法に基づく被災した住宅の応急修理実施にあたり、関係法令等を遵守します。
- 2 当社又は当団体の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員等（暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）に該当する者
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有する者
- 3 2の各号に掲げる者が、当社又は当団体の経営に実質的に関与していません。
- 4 住宅の応急修理実施に関し、当社又は当団体は、下請負者（下請が数次にわたるときはそのすべてを含む。）が上記2に該当する場合は、下請けその他の契約をしません。
- 5 住宅の応急修理実施に関し、当社若しくは当団体又は下請負業者が暴力団員等による不当要求を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、速やかにこれを警察本部又は管轄警察署に報告し、必要な協力を行います。
- 6 当社又は当団体の役員等は、次に掲げる行為を行いません。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて市の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

《参考》 関連法令抜粋

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。

二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第32条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

一 指定暴力団員

二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関と同様の事情にある者を含む。）

三 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの

四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）

2 国及び地方公共団体は、前項に規定する措置を講ずるほか、その事務又は事業に関する暴力団員による不当な行為の防止及びこれにより当該事務又は事業に生じた不当な影響の排除に努めなければならない。

海南市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団排除 暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）による不当な行為を防止し、及びこれにより市民の生活又は市内の事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。